

県立高等学校学び直し支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、埼玉県立高等学校に在学する生徒の学び直し支援に要する経費に対し、予算の範囲内において高等学校学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給することについて、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文科科学大臣決定)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年4月1日文科科学省初等中等教育局長)及び補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等

(2) 高等学校等就学支援金

法第3条第1項に規定する就学支援金

(補助の対象)

第3条 埼玉県立高等学校に在学する生徒の学び直しを支援するために、次の各号の全てに該当する者に対して、在学する県立高等学校の授業料に充てることを条件に学び直し支援金を支給する。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者

(3) 法第3条第2項第2号に該当する者

(4) 平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学した者(高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者(同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。)をいう。)に限る。

(5) 高等学校等を退学したことがある者

(6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

(7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第 3 条第 2 項第 3 号に該当しない者)

2 前項第 3 号の規定は、法第 3 条第 2 項第 2 号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成 2 2 年文部科学省令第 1 3 号。以下「省令」という。)第 7 条第 4 項に規定する単位数の合計が、7 4 を超える者については適用しない。

(受給資格の認定)

第 4 条 学び直し支援金の交付を受けようとするときは、保護者等の課税証明書等を添付して、受給資格認定申請書(届出書)(様式 1)(以下、「申請書」という。)を知事に対し提出し、学び直し支援金受給資格の認定を受けなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を高等学校等就学支援金に係る申請等により提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

2 知事は、学び直し支援金受給資格の認定をしたときは、認定の通知及び支給決定の通知を作成し、認定を受けた者(以下「受給権者」という。)に通知する。

(学び直し支援金の額)

第 5 条 学び直し支援金の額は、受給権者がその初日において当該認定に係る高等学校(以下「支給対象高等学校」という。)に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、受給権者について法第 3 条第 2 項第 2 号の規定の適用がないとしたならば、法第 5 条第 1 項及び第 2 項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成 2 2 年政令第 1 1 2 号)第 3 条並びに省令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により算定される額に相当する額とする。

(学び直し支援金の支給)

第 6 条 学び直し支援金の支給は、知事が認めた支給期間の開始月から始め、当該学び直し支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 学び直し支援金の支給を受けようとする者がやむを得ない理由により第 4 条の認定の申請をすることができなかつた場合において、やむを得ない理由がやんだ後 1 5 日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(債権の弁済等)

第 7 条 知事は、受給権者の了承のもと、受給権者に支給すべき学び直し支援金を当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充てることとし、そのことをもって当該受給権者に対し、学び直し支援金の支給があったものとする。

(学び直し支援金の支給の停止等)

第 8 条 学び直し支援金は、受給権者が支給対象高等学校を休学した場合において、受給権

者が、知事に支給停止申出書（様式２）により申出をしたときは、その申出をした日の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日の属する月までの間、支給を停止する。

（支払いの一時差止め）

第 9 条 受給権者が、正当な理由がなく第 10 条の規定による届出をしないときは、学び直し支援金の支払いを一時差し止めることができる。

2 知事は前項の規定による一時差止めをしたときは、受給権者に一時差止めの通知を行う。

（届出）

第 10 条 受給権者は、保護者等の課税証明書等を添付して、申請書を知事に対し、法第 17 条に規定する就学支援金に係る保護者等の収入の状況に関する事項の提出期限までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、申請書を、速やかに知事に提出しなければならない。ただし、既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

3 知事は、受給権者から申請書が提出され、所得制限基準等を満たす場合、継続支給決定の通知を行う。

（実績報告等）

第 11 条 第 7 条の規定による授業料等に係る債権の弁済に充てられたことをもって学び直し支援金の実績報告があったものとする。また、授業料等に係る債権の弁済に充てられた額をもって学び直し支援金の額を確定する。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。